

整理番号	計調一法申一41
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築確認課 (06-6208-9291)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仮設建築物の許可
概要	仮設の建築物を建築する際に、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合については、建築基準法の一部の規定が緩和されます。
根拠法令等 及び条項	建築基準法第85条第6項 大阪市建築基準法取扱い
審査基準	<p>○許可対象となる建築物の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設興行場 ・博覧会建築物 ・展示場住宅 ・仮設選挙事務所 ・モデルルーム ・工事中の代替建築物 <p>○許可基準と添付図書</p> <p>次の書類を審査し安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて許可します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書（仮設建築物等） ・許可を要する「理由書」 ・他の用途に転用しないことや許可期間が満了するまでに撤去することの「誓約書」 ・興行期間と仮設建築物設置期間の関係や本体建築物の工事工程と仮設建築物の設置期間の関係等、許可を要する期間を明記した工程表 ・本体建築物の確認済証など ・付近見取図、各階平面図、立面図、断面図 ・委任状 <p>参考：「大阪市建築基準法取扱い」法第85条の頁 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000021604.html)</p>
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	<p>建築確認課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築確認課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、建築企画課受付まで提出してください。</p> <p>建築確認申請書と併願される場合、仮設許可申請の添付図書のうち重複する図書は省略できます。（確認申請手数料は別途必要）</p>
手数料	¥120,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築確認課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012288.html
備考	・事前に建築確認課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。